

特集【協働参画のまちづくり】

みんなのまちは みんなの力で

「協働参画のまちづくり」って何？

- 「協働」とは、地域の公共的な問題の解決など同じ目的のためにみんなが協力し、共に力をあわせて行動することです。
- 「参画」とは、ものごとの計画段階から企画や立案に積極的に加わることです。

町民と行政がそれぞれお互いの立場を認め合い、対等の立場で尊重し合いながら、お互いの知恵や力を出し合い、一緒に住みよいまちづくりを進めていくことです。

みなさんの家庭は、食事のしたくや掃除、洗濯、ごみ出しなど家庭の中の様々な仕事を家族で話し合い、家族のメンバーがそれぞれ役割分担をし、協力し合って成り立っています。「協働参画のまちづくり」もそれと同じです。

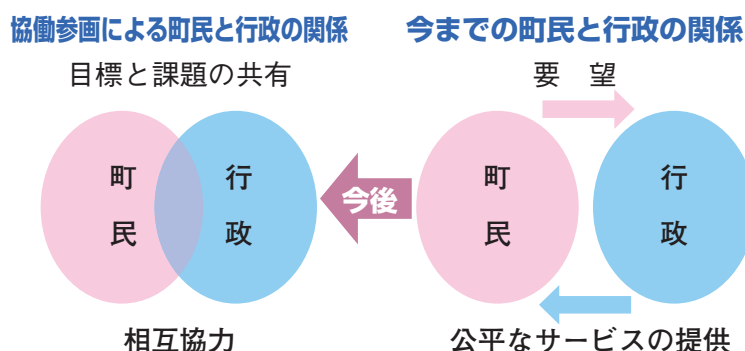
美郷町という大家族(行政、町民、団体、企業)が、みんなで楽しく暮らしやすい家庭を築くために、意見やアイデアを出し合って、協力し助け合いながら生活していくこと、それが「協働参画のまちづくり」ということなのです。



なぜ、協働・参画が必要なの？

地方分権の流れが加速する中で、市町村では自らの力で物事を決定し、創意工夫することで、個性豊かな活力ある地域をつくることが求められています。また、価値観や生活様式の多様化をはじめ、私たちを取り巻く環境は大きく変化し、今まで行政が行ってきた取り組みだけでは、きめ細やかな社会サービスの提供が困難になりつつあると言われています。

このような中で、よりよい美郷町をつくるためには、これまで以上に地域住民・企業・各種団体・行政がお互いに手を取り合い、知恵と力を出し合いながらまちづくりを進める「協働・参画」が必要になってくるのです。



協働・参画の効果は？

町民のみなさんと行政が協力して「協働」と「参画」に取り組む事によって、つぎのような効果が生まれます。

①住みよい地域社会づくりにつながります。

町民一人ひとりが地域の事を考え、みんなで地域の持つ力を向上させることで、幸せや夢を実現できる住みよい地域社会(美郷)づくりにつながります。

②地域とのかかわりの中で豊かな暮らしを実感できます。

すすんで地域づくり活動に取り組むことで、地域社会の役に立っているという満足感を得ることができ、また「自分たちのまちを、自分たちでつくっていく」という喜びや達成感を実感することができます。

③サービスの幅が広がります。

住民や地域団体、NPOなどが力を発揮することで、行政だけでは難しかった様々な課題に対するきめ細やかで柔軟な対応や、地域の特性やニーズに応じた新しいサービスの提供が可能になります。

④行政のあり方が絶えず見直されます。

町民のみなさんと行政が協働することで、行政の考え方やしくみが改善され、施策のスムーズな形成・実施はもちろん町民の視点に立った行政サービスの向上につながります。

⑤町民のみなさんと行政の信頼関係が深まります。

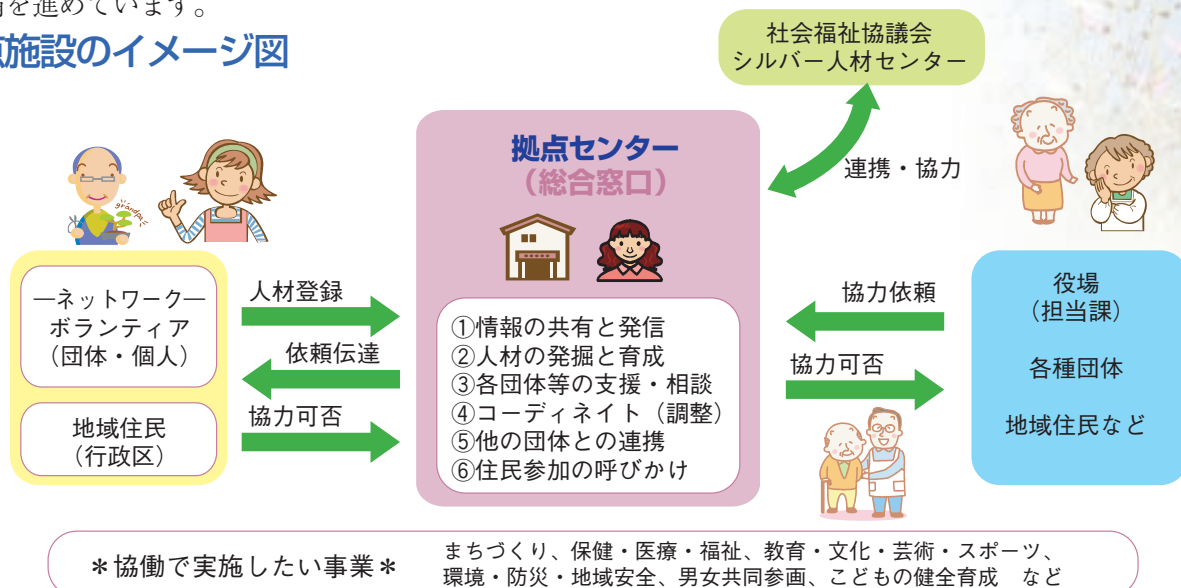
町民と行政がお互いの特性や違いを認め、触発しあう中で、対等なパートナーシップに基づく確かな信頼関係が深まります。

美郷町の取り組み

美郷町では、総合計画《基本構想》に掲げた町の将来像『町民のだれもが住んでよかった、住みつづけたいと思えるまち』の実現に向けて、町民と行政が一体となってまちづくりに取り組んでいくための指針として、平成20年3月に「協働参画のまちづくりに関する基本的な方針」を策定しました。

また、協働参画のまちづくりを推進するための拠点となる施設「協働参画拠点センター(仮称)」の21年度設置に向けて、準備を進めています。

拠点施設のイメージ図



ボランティアコーディネーター・協働参画推進委員会委員を募集します

町民・企業・行政が一体となり、ともに協力しながらまちづくりを行う「協働参画のまちづくり」の拠点となる施設の管理運営、事業の推進について協議していただく推進委員会委員及びボランティアコーディネーターを募集します。

臨時事務職員 (ボランティアコーディネーター) 募集要項

- 募集内容** ●臨時事務職員
(ボランティアコーディネーター)
- 募集人数** ●2名
- 申込要件** ●(1)パソコンの基本的な操作ができること
(2)協働参画のまちづくりに熱意をもっていること
- 勤務先** ●役場(六郷庁舎)総務課
- 雇用期間** ●11月1日から平成21年3月31日
(更新予定あり)
- 就業時間** ●週3～4日 1日7時間
- 賃金形態** ●時給710円、その他手当てなし
- 加入保険等** ●雇用保険加入
(健康保険、厚生年金加入なし)
- 応募方法** ●申込み・お問い合わせは、すべてハローワークを通じて行ってください。
- 申込期限** ●10月20日(月)
- 申込・問** ●ハローワーク大曲 ☎0187(63)0335

協働参画推進委員会委員 募集要項

- 応募資格** ●次のすべてに該当する方。ただし、国、地方公共団体の職員は除きます。
(1)20歳以上(平成20年10月1日現在)の町民又は町内に勤務する方で協働参画によるまちづくりに熱意があり、拠点センターの運営に協力していただける方
(2)平日に開催される委員会に出席できる方
- 募集人数** ●2人
- 任期** ●11月1日から平成22年3月31日まで
- 応募方法** ●(1)提出書類 応募申込書 1部
用紙は各庁舎総合サービス課にあります。(町ホームページにも掲載しています。)
必要な場合にはお話を聞かせていただくこともありますので、ご了承ください。
(2)受付期間 10月1日(水)～10月20日(月)午後5時15分まで
(※提出期間内必着)
- (3)応募・問合せ先
美郷町役場総務課まちづくり班
〒019-1404 仙北郡美郷町六郷字上町21
☎0187(84)1111(内線1246・1247) ☎0187(84)1117
メール: soumu@town.misato.akita.jp
- (4)提出方法 郵送、FAX、電子メールまたは持参
- 選考方法** ●書類審査のうえ、決定します。
選考結果につきましては、各応募者あて通知します。
- その他** ●委員報酬等の支給はありません。